町が発令する避難情報が変わります

平成31年3月に国の避難勧告等に関するガイドラインが改定されたことに伴い、今後町で避難勧告などを 発令する際には、新たに定められた警戒レベルについても合わせて伝達します。

警戒レベル	皆さんがとるべき行動	避難情報/ 防災気象情報	警戒レベル相当の 防災気象情報**3	
警戒レベル5 (市町村が発令)	すでに災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動 をとりましょう。	災害発生情報*1 (市町村が発令)	大雨特別警報(土砂災害)	
警戒レベル4 (市町村が発令)	速やかに避難先へ避難しましょう。 避難場所までの移動が危険と思われる場 合は、近くの安全な場所や、自宅内のより 安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急)* ² (市町村が発令)	土砂災害警戒情報	
警戒レベル3 (市町村が発令)	高齢者等の避難に時間を要する人とその 支援者は避難しましょう。 その他の人は避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 (市町村が発令)	大雨警報(土砂災害)	
警戒レベル2 (気象庁が発表)	避難に備え、ハザードマップ等により、自ら の避難行動を確認しましょう。	大雨注意報等 (気象庁が発表)		
警戒レベル1 (気象庁が発表)	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)		

※1 災害発生情報は、市町村において災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する避難情報です。3月のガイドライン改定の際に、新たに追加されました。

※2 避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令します。避難勧告よりも災害発生の切迫度は高い

ですが、必ず発令するものではありません。

※3 町は様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行いますので、必ずしも防災気象情報と同じ警戒レベルの避難情報を発令するわけではありません。

問合せ●小鹿野庁舎・総務課☎75-1221

あなたの支援が必要です。

小鹿野町

ヘルプカードを配付しています

ヘルプカードは、障害のある人や援助を必要としている人などが、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害などの理解や援助を求めるためのものです。

カードには、本人の氏名や住所、緊急連絡先や必要な援助内容などの記載ができ、必要なときに周囲の人へ提示をすることで、適切な援助や配慮が得られやすくなります。

申請方法 ● ヘルプカード交付(再交付)申請書に必要事項を明記のうえ、保健福祉センター・福祉課へ提出してくだ

さい。提出後、その場でヘルプカードをお渡しします。1人

につき1枚までで費用はかかりません。

※申請書は福祉課に用意してあります。

対象者次のいずれかに該当する町内在住の人です。65歳以上の人

- ■障害者手帳をお持ちの人
- ■難病患者、発達障害のある人
- ■妊産婦 ■その他援助等が必要な人

問合せ●保健福祉センター·福祉課☎75-4109

--±11KII

プール利用カード発行申込書

次のとおり、現金2,000円を添えて、プール利用カードの発行を申し込みます。

[19] 小庭野山							
No.	利用者氏名	年齢	No.	利用者氏名	年齢		
1			4				
2			5				
3			6				

※申込の際に、申込者ご本人の運転免許証、健康保険証等の身分を証明できるものを ご持参ください。

※事務用 No.

事前の確認や相談を忘れずに 土砂等による土地の埋立て、盛土及び土砂等の堆積行為

町では、災害の防止及び良好な生活環境の保全を図ることを目的として、「小鹿野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(以下、埋土条例という。)」を制定しています。

埋土条例の規定で、一定の規模を超える場合には、県 又は町の許可が必要となります。

そのため、農地も含めた土地への土砂堆積等について、許可の適用有無を判断するため、事業主、工事施工者、及び土地所有者から事前に確認する必要があります。

事業主、工事施工者及び土地所有者は、必ず事業を行う前に町へ相談してください。

町から不適正な埋立て等を無くすようご協力をお願いします。

問合せ●埋土条例に関すること

小鹿野庁舎・住民生活課(環境衛生担当)☎75-4170 農地に関すること

両神庁舎・産業振興課(農業委員会)☎79-1101

文化財ノート No.15

問合せ◆教育委員会社会教育課☎75-0063

◆薬師堂諸仏の保存修理と見学会◆

両神薄の法養寺薬師堂には、県指定有形文化財[彫刻]の「木造日光菩薩・月光菩薩立像」「木造十二神将立像」計14躯が所在します。これらの仏像は、寄居鉢形城主の北条氏邦とその家臣団によって天正13年(1585)から天正14年にかけて奉納されたことが、脚ほぞに遺されている墨書によってわかります。

これらの仏像は、運慶の流れを汲む京仏師である七 はまうだいぶっしくないきょうほういんこうせい 条大仏師宮内卿法印康清ほかによって造られました。

『新編武蔵風土記稿』の記述によると、江戸時代に修理や彩色が施されましたが、それ以降は本格的な修理はされず、そのままの形が保たれてきました。

近年、部材を接合する膠の劣化や鉄釘・鉄鎹の錆び付きにより、不安定な状態になっています。像によっては腕・手先・足先等の部材が脱落し、また失われている部分も少なくなく、全ての像が本体、台座、光背ともに、表面が土埃等で著しく汚れており、彩色の剥落が進行しています。

所有者である法養寺薬師堂奉賛会(辻敏会長)では、



本年度から、埼玉県並びに小鹿野町から補助を受け、これらの仏像の保存修理を行います。

6月10日には法養寺薬師堂文化財保存修理委員会が 設立され、これからの修理事業に向けて、地元でも活動 が始まりました。

同委員会では、多くの皆様にこれら貴重な文化財を見て知ってもらう機会として、見学会を計画しています。この見学会が終了すると、14躯とも修理のために運び出されてしまい、数年は見ることができなくなってしまいます。 ぜひこの機会にご覧ください。



*******仏像見学会 *******

日時●7月28日(日)、 8月10日(土)

時間●11:00~、13:30~ (1⊟2回)

薬師堂諸仏

12 広報 おがの 7月号 に報 おがの 7月号 に報 おがの 7月号 13